

在外投票問題

▼今後の課題▼

2025年4月
海外有権者ネットワークNY

在外投票問題・今後の課題

①総務省・在外ネット投票調査研究事業の現状

検討されているネット投票案／選挙人登録の迅速化／在外選挙人証の電子化

②令和6年10月衆院選在外郵便投票の結果

在外郵便投票者数／郵便投票用紙請求者数／未発送・締切後到着票数

③「ビデオ通話による本人確認」の現状

在外公館における在外選挙人登録時の「ビデオ通話による本人確認」利用者数

①総務省・在外ネット投票調査研究事業の現状

在外選挙インターネット投票システムの技術的検証 及び運用等に係る調査研究事業の報告書概要



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications



アクセシビリティ
簡易支援ツール

総務省の紹介

広報・報道

政策

組織案内

所管法令

予算・決算

申請・手続

政策評価

選挙・政治資金

[総務省トップ](#)
[政策](#)
[選挙・政治資金制度](#)
[選挙](#)
[最近の動き](#)
 > 在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業の報告書概要



選挙

政治資金・政党助成

国民投票制度

国民審査

選挙

最近の動き ▶ 研究会・取組事例集等

在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業の報告書概要

令和5年度 在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業の報告書概要
 令和4年度 在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業の報告書概要
 令和3年度 在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業の報告書概要
 令和2年度 在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業の報告書概要
 令和元年度 在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業の報告書概要

🔗 このページの先頭へ

🔗 なるほど！選挙

▶ 選挙の意義
 ▶ 選挙権と被選挙権
 ▶ 選挙の種類
 ▶ 立候補
 ▶ 立候補を目指す方へ
 ▶ 投票
 ▶ 投票制度
 ▶ 選挙管理機関
 ▶ 選挙人名簿
 ▶ 寄附の禁止
 ▶ 選挙公営
 ▶ インターネット選挙運動の解禁に関する情報
 ▶ 明るい選挙の推進／めいすいくんについて

🔗 最近の動き

▶ 法令改正
 ▶ 通知
 ▶ 研究会等
 ▶ 名称保護届出

🔗 もどる

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/zaigai_senkyo/index.html

令和5年度報告書

令和5年度 在外選挙インターネット投票システム
の技術的検証及び運用等に係る調査研究事業

最終報告書（概要版）

株式会社情報通信総合研究所

【目次】

1. 本事業の目的	2
2. システムトラブルが起きた際の対応策	3
3. 集団投票に関する防止策	4
4. 在外選挙人名簿登録申請の迅速化	5
5. 在外選挙人証の電子化	6
6. その他	8
7. 有識者・市区町村選挙管理事務従事者調査	9
8. 海外調査	15

本事業の目的

本事業は、在外選挙インターネット投票システムの実装・要件定義に向け、システムトラブルが起きた際の対応策や集団投票の防止策など方向性が決定していない項目及び今年度新たに追加した事項について一定の方向性を得るための整理・検討を目的とする。

令和元年～4年度版の目次

目次



I. 本事業の全体概要	P2
1. 本事業の背景と目的	
2. 本事業の実施内容	
3. 本事業の流れとスケジュール	
II. 本事業の総括	P6
1. 本事業の結果と今後の対応策	
III. プロトタイプ構築	P9
1. プロトタイプ構築の実施概要	
2. 研究会における在外選挙インターネット投票システム（研究会モデル）	
3. 研究会モデルをベースとしたプロトタイプシステム	
4. サブシステムの概要	
5. PC用ソフトウェア・スマートデバイス用アプリケーション	
IV. 在外選挙インターネット投票の実証実験	P18
1. 実証実験の実施概要	
2. 実証実験の結果と課題	
3. 実証実験の流れ	
4. 実証実験の評価方法	
5. 自治体の選定	
6. 実証実験の評価	
V. 机上検討	P29
1. 机上検討の実施概要	
2. 机上検討の結果と課題	
3. 海外調査	
4. 視覚障がい者対応調査の流れ	
5. 視覚障がい者対応調査	

令和元年

目次



1. 本事業の全体概要	P2
1. 本事業の背景と目的	
2. 本事業の実施内容	
3. 本事業の流れとスケジュール	
2. 本事業の総括	P6
1. 本事業の結果と課題	
3. 申出・受付・登録フローの検討	P12
1. 実施概要の全体像	
2. 申出・受付・登録フローの検討	
3. 検証用システムを用いた検証	
4. システム面や事務運用面における論点整理	P30
1. 候補者情報登録	
2. 投票	
3. その他	
5. 海外調査・システムセキュリティ対策に係る情報収集	P44
1. 調査概要	
2. 海外におけるインターネット投票の事例調査	

令和2年

1. 本事業の全体概要

- 本事業は、将来的な在外選挙インターネット投票の実現に向け、令和2年度までに抽出・検討してきた論点等を踏まえ、本番システムの構築に必要な具体的な方針の作成に資することを目的として実施した。

背景と目的

投票環境の向上方策等に関する研究会

在外選挙インターネット投票について技術的・専門的な観点から集中的に議論がなされ、在外選挙インターネット投票システムのモデルおよび課題項目と対応の考え方・対応方策が示された。

令和元年度調査研究事業

研究会報告で示されたシステムモデルを基に在外選挙インターネット投票システムのプロトタイプ（検証用システム）を構築し、実証実験等を通じ、システム面や運用面の課題の洗い出しと課題に対する具体的な対応方策の検討などを行うことを目的として実施。

令和2年度調査研究事業

令和元年度までに指摘された課題等を踏まえ、インターネット投票を行う在外選挙人の申出・受付・登録に係る手続き等の検討、システム面や事務運用面における課題の論点整理等を実施。

令和3年度調査研究事業

これまでの調査研究事業における課題や論点整理を踏まえ、在外選挙インターネット投票システムの構築に必要な具体的な方針の作成のため、有識者の意見等を踏まえながら方向性を検討・整理。

【目次】

1. 本事業の背景と目的	2
2. 申出・登録	3
3. 候補者等登録	5
4. 投票	6
5. 開票・集計	7
6. システム全般	8
7. システムの信頼性・セキュリティ	9
8. 有識者・市区町村選挙管理事務従事者調査	11
9. 海外におけるインターネット投票の事例調査	15
10. その他の検討事項	18

令和4年

* 令和3年度は目次なし

総務省側へのリクエスト

①現時点での在外ネット投票の手順案

ネット投票希望者の登録プロセス／ネット投票の投票締切等

②集団投票に関する防止策

具体的内容や必要な法改正／令和5年度報告書掲載

③在外ネット投票法制化への法的・技術的課題

実現のための課題／いつまでに結論が出るのか

④在外選挙人名簿登録申請の迅速化

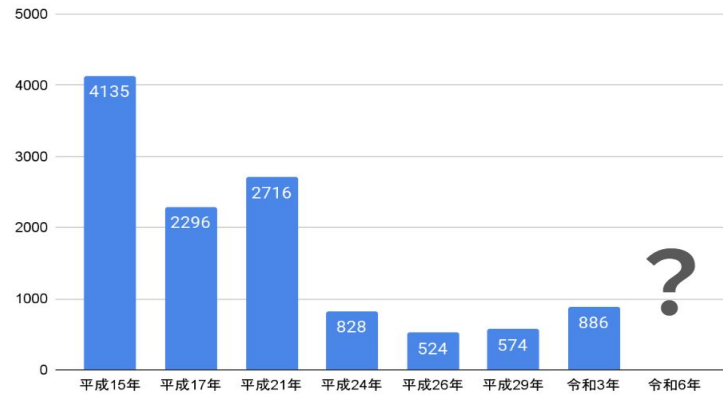
さらなる迅速化のために／ネット上での登録の可能性／令和5年度報告書掲載

⑤在外選挙人証の電子化

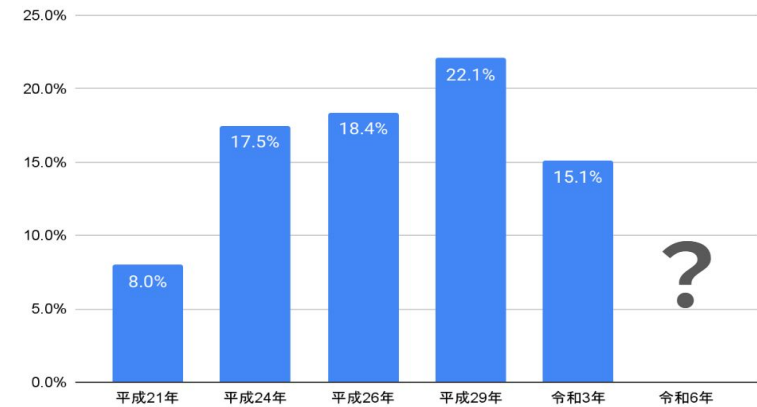
実現のための課題／いつまでに結論が出るのか／令和5年度報告書掲載

②令和6年10月衆院選在外郵便投票の結果

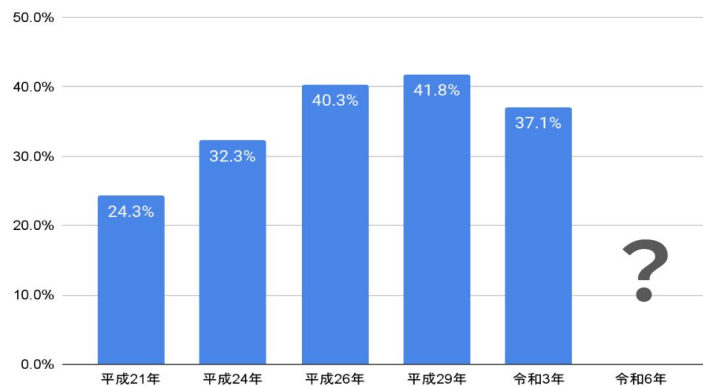
在外郵便投票者数推移(衆院選比例代表)



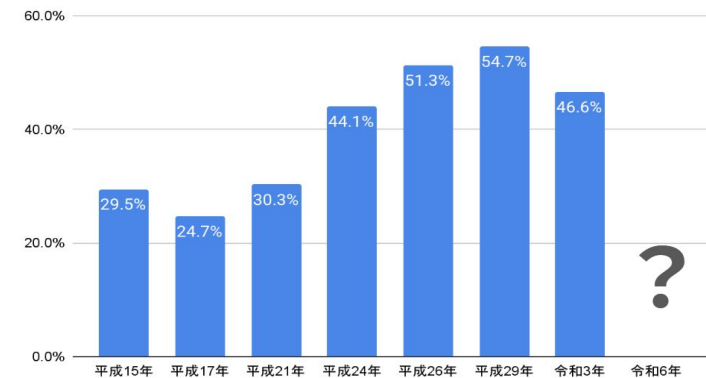
在外郵便投票の締切未着率(衆院選比例代表)



在外郵便投票・投票用紙未発送率(衆院選比例)



在外郵便投票不成立の割合(衆院選比例)



必要なデータ：令和6年衆院選

①在外郵便投票者数

令和6年衆院選在外選挙における在外郵便投票者数

②在外郵便投票用紙請求数

海外有権者から各選管への在外郵便投票用紙請求数

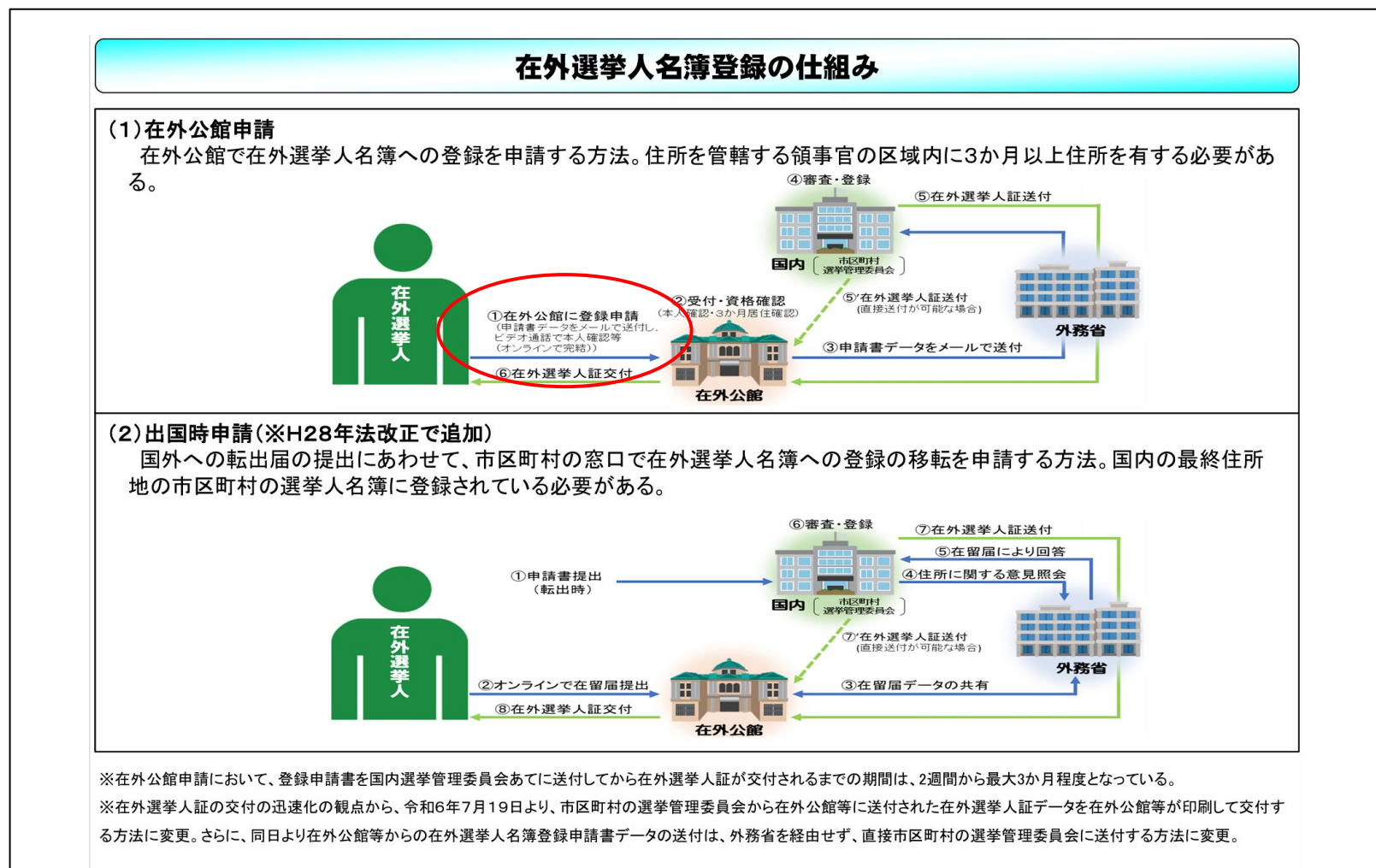
③在外郵便投票用紙返却数

在外公館での在外郵便投票用紙返却数（在外公館投票への変更時）

④在外郵便投票での締切後到着数

投開票日の締切以降に各選管に到着した在外郵便投票用紙数

③「ビデオ通話による本人確認」の現状



オンラインで完結 → 実際は遠隔地 居住者のみ

「ビデオ通話による本人確認」対象者

在外選挙人名簿登録申請
(在外公館に赴くことができない方に対する特例措置)
令和7年2月27日
在アトランタ日本国総領事館

1 特例措置

海外に住んでいて国政選挙に投票するには、在外選挙人名簿登録申請を行い、登録先の選挙管理委員会が発行する在外選挙人証を取得しておく必要があります。

在外選挙人名簿登録申請に当たっては、申請者本人又はその代理人から在外公館に申請書類を提出いただき、在外公館において対面で本人確認を行っていますが、令和4年4月以降、自宅、滞在先等にビデオ通話を行う環境が整備されており、在外公館へ事前に必要書類を送付することができる方で、以下の条件のいずれかを満たす方は、在外公館にお越しいただくことなく、ビデオ通話を通じ本人確認を行うという特例措置を実施しています。

(1) 当館から100マイル(161km)以上離れた地域にお住まいの方

(2) その他在外選挙人名簿登録申請のために当館に赴くことができない特別な事情があると認められる方(事前に当館までご相談ください。)

在外選挙人登録申請の特例措置(来館が困難な方に対する特例措置等について)

2022年5月30日
在フランクフルト日本国総領事館

当館では、本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際に、本人出頭を免除する特例措置を開始しています。

詳細につきましては以下をご確認ください。

1 対象者

次のいずれかの条件を満たす方は、ビデオ通話を通じて、本人確認及び事前提出書類の原本確認を行うことにより、当館に来館することなく、在外選挙人登録申請ができます。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた政府による行動制限措置等のため在外公館に出向くことができない方
- (2) 遠隔地にお住まいの方(公共交通機関を利用して、当館まで片道概ね2時間以上かかる方)
- (3) 在外選挙人登録申請のために来館できない特別な事情がある方(事前に当館までご相談ください。)

 **在サンパウロ日本国総領事館**
Consulado Geral do Japão em São Paulo

> Português

Google 提供 検索

トップページ > 在外選挙人名簿登録申請 (在外公館に赴くことができない方に対する特例措置)

在外選挙人名簿登録申請 (在外公館に赴くことができない方に対する特例措置)

令和7年2月27日

1 特例措置

海外に住んでいて国政選挙に投票するには、在外選挙人名簿登録申請を行い、登録先の選挙管理委員会が発行する在外選挙人証を取得しておく必要があります。

在外選挙人名簿登録申請に当たっては、申請者本人又はその代理人から在外公館に申請書類を提出いただき、在外公館において対面で本人確認を行っていますが、令和4年4月以降、自宅、滞在先等にビデオ通話を行う環境が整備されており、在外公館へ事前に必要書類を送付することができる方で、以下の条件のいずれかを満たす方は、在外公館にお越しいただくことなく、ビデオ通話を通じ本人確認を行うという特例措置を実施しています。

(1) 次の地域にお住まいの方
サンパウロ州(当館から原則片道2時間以上の地域)、マット・グロッソ州、マット・グロッソ・ド・スール州、三角ミナス地域

(2) その他在外選挙人名簿登録申請のために当館に赴くことができない特別な事情があると認められる方(事前に当館までご相談ください。)

 **在ケニア日本国大使館**
Embassy of Japan in Kenya

> English

在ケニア日本国大使館は、ソマリア、ナイロビ国際機関日本政府代表部を兼轄しています。

Google 提供 検索

トップページ > 在外選挙人登録申請 (来館が困難な方に対する特例措置について)

在外選挙人登録申請 (来館が困難な方に対する特例措置について)

令和7年2月27日

1 特例措置

海外に住んでいて国政選挙に投票するには、在外選挙人名簿登録申請を行い、登録先の選挙委員会が発行する在外選挙人証を取得しておく必要があります。

在外選挙人名簿登録申請に当たっては、申請者本人又はその代理人から在外公館に申請書類を提出いただき、在外公館において対面で本人確認を行っていますが、令和4年4月以降、自宅、滞在先等にビデオ通話を行う環境が整備されており、在外公館へ事前に必要書類を送付することができる方で、以下の条件のいずれかを満たす方は、在外公館にお越しいただくことなく、ビデオ通話を通じ本人確認を行うという特例措置を実施しています。

(1) 次の地域にお住まいの方
当館から150km以上離れた地域にお住まいの方

外務省側へのリクエスト

①「ビデオ通話」利用者数

実際にどれくらいの海外有権者が同制度を利用してるのか

②「ビデオ通話」特例措置公報の現状

海外有権者の間で知られていない／在外公館サイトでの表記問題

③なぜ遠隔地居住者のみなのか

総務省資料には「遠隔地居住者のみ」の表記なし

④対象範囲拡大の可能性

全海外有権者を対象に／いつから？

一日も早い在外ネット投票の導入を！

資料作成：海外有権者ネットワークNY／共同代表・竹永浩之

Email: jovnewyork@gmail.com

<https://x.com/jovnewyork>